



第94号 平成29年8月15日発行

(年2回発行)

発行 船橋市農業委員会
編集 農委だより編集委員会

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047(436)2742~5

URL <http://www.city.funabashi.lg.jp> (船橋市役所)

e-mail nogyo@city.funabashi.lg.jp



毎年 夏を彩る 金杉小学校南側のひまわり畑

申告書・調査票の 提出をお願いします

所有地及び耕作地に関する申告書

○10アール以上の農地を所有・耕作している方

○所有地に生産緑地又は納税猶予適用農地がある方

には、「所有地及び耕作地に関する申告書」を郵送しております。過去に申告されました内容を印字しますので、変更箇所を訂正・修正の上、変更の有無にかかわらず、提出をお願いいたします。

農業委員会ではこの申告書に基づいて農地法の許可や各種証明書の交付等を行っておりますので、お早めに提出をお願いいたします。なお、申告書に従事日数等の記入漏れがある場合、証明書の即時交付ができない場合がありますのでご注意ください。

農地管理状況調査票

○耕作地が10アール未満の方
には、「農地管理状況調査票」を郵送しております。

農地法の規定により、毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられています。農地を所有している方全てが対象となります。農地の適正利用のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

書類が届いていない、あるいは10アール以上の農地を耕作している方で、申告書ではなく調査票が届いた等の場合は農業委員会事務局へご連絡下さい。

連絡先 農業委員会事務局

電話 047(436)2745

新制度初の農業委員任命される 会長に岡庭一美氏、会長職務代理者には金子一雄氏を選出

平成28年4月1日施行の農業委員会法の改正に伴い、新たに14名の農業委員が船橋市長から任命され、7月20日に辞令が交付されました。また、同日に農業委員会臨時総会が開催され、会長に岡庭一美委員、会長職務代理者に金子一雄委員が選出されました。

農業委員はこれまでの26名から14名になりましたが、新たに13名が農地利用最適化推進委員として農業委員会から委嘱を受け、農業委員と連携して委員会業務を行うことになりました。

就任のご挨拶



船橋市農業委員会

会長 岡庭一美

残暑厳しき折、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、7月20日に行われました船橋市農業委員会臨時総会におきまして、農業委員各位のご推挙をいただき、会長職に就任することになりました。誠に光栄であると感じますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

今後は、農業委員と農地利用最適化推進委員とともに、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生予防・解消、新規参入の促進など「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいた業務を進めてまいります。

本市の農業は都市近郊という立地条件を活かし、消費者に新鮮で安心・安全、高品質な農産物を供給しております。

しかしながら、依然として進む農業従事者の高齢化と後継者不足。これに伴う耕作放棄地の増加。更には、開発により減少する優良農地など、本市の農業を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。

これらに対応していくために、農業者の公的代表機関たる農業委員会として、各地域、関係機関との連携を密にしながら各種の課題に取り組んでまいります。

皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

農地利用状況調査・

利用意向調査の実施

農地利用状況調査の実施

農業委員会では9月から10月にかけて、市内の農地の利用状況調査を行います。

この調査は年1回実施することが法律で定められており、農地が適切に管理されているかを把握するために農業委員と農地利用最適化推進委員が巡回します。

利用意向調査の実施

農地利用状況調査の結果、現に耕作の目的に利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に利用しないと見込まれる農地の所有者に対しては、11月頃に今後の農地の利用について、調査書送付、訪問等での意向調査を行います。

意向調査を受けて、意向どおりに実施されているか来年の秋頃に再度現地確認を行い、実施されていない場合は農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を所有者等に対して行うことや、勧告を受けた農地について固定資産税の課税強化が実施されることがあります。

詳細については、農業委員会事務局
◆電話 047(436) 2742
にお問い合わせください。



金子一雄
前貝塚町

会長職務代理者



会長

岡庭一美
三 咲

農
業
委
員



湯浅清春
八木が谷



小池正一
二和東



松戸徹市長から新農業委員一人ひとりに
辞令が交付されました



高橋光一
旭 町



菊池眞夫
本中山



藤城孝義
高根町



石井俊郎
東中山



土橋博之
三 山



神山茂樹
豊富町



興 松 勲
中野木



齋藤教子
坪井町



小川 晃
東船橋



石山幸男
馬込町

新体制スタート。
新しい委員を紹介します。



飯島行雄
金堀町



藤平尚志
大神保町



白井廣司
神保町



武藤英夫
小室町

農地利用最適化
推進委員



伊藤栄一
前貝塚町



齊藤義夫
金 杉



伊藤賢司
二和東



櫛田直樹
飯山満町



岩佐常信
坪井町



渡邊和雄
車方町

農地や農業経営等についての相談・意見
などがありましたら、お気軽にお近くの
農業委員、農地利用最適化推進委員または
事務局までどうぞ！

連絡先（農業委員会事務局）
047-436-2742 ～ 2745



三橋 誠
東 町



織戸 孝
飯山満町



平野恵昭
西 船

農業委員・農地利用最適化推進委員の主な役割

農 業 委 員

☆農業委員会総会で、農地の売買・貸借や転用等の案件について審議し、許可の可否を決定します。

- ①農地の貸借・売買の許可の決定
- ②農地転用許可に対する意見の決定
- ③農地利用状況調査・農地利用意向調査の実施と農地中間管理機構への協議勧告
- ④違反転用に対する知事への報告
- ⑤「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・変更
- ⑥農地等利用の最適化の推進施策の改善についての意見を取りまとめ、市に対し提出します。

☆農地等の権利移動、農地転用等に係る事情聴取（審査会）

連携

農地利用最適化推進委員

☆「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいて、担当地区で農地利用の最適化のための現場活動を行います。

- ①担い手等への農地の集積・集約化
農地の出し手・受け手の把握と調整を行い担い手への利用集積を進めます。
- ②耕作放棄地の発生予防・解消
農地の利用状況調査・利用意向調査を実施し、遊休農地所有者の利用意向の確認を行います。
- ③新規参入の支援活動
新規就農者や企業参入に対して就農相談活動を行います。
- ④担当地区内で意見があれば、総会に出席し意見を述べます。



前農業委員のみなさん おつかれさまでした

今回の農業委員の改選で退任される農業委員のみなさんです。農家の代表者として、農政にご尽力いただきありがとうございました。

引き続き農業委員・農地利用最適化推進委員になられる方は今後ともよろしくお願いします。

右上右から
川井洋基委員
木村正伸委員

神山茂樹委員
滝口宏委員

後列右から

石井俊郎委員
土橋博之委員
小池正一委員

(津田次長)

興松勲委員
(早瀬農地係長)

福田正委員

武藤英夫委員
橋本邦俊委員

前列右から

齋藤教子委員

濱田実委員

濱田騏一郎委員

石崎幸雄委員

奈良五十八委員

小川晃委員

岡庭一美会長職務代理者

石井秋弘委員
(富永総務係長)

田中行雄会長

中列右から

金子一雄委員

(大沢局長)

飯島行雄委員

三橋誠委員

金沢和子委員

学童農園

前原小学校学童農園

本校は津田沼駅の近くにあり、周囲には商業施設やマンション、戸建て等の住居関連の建物がたくさんあります。そのため、自然に触れ合う機会が少ないことが本校の大きな課題です。

学童農園の取組みに参加させていただき、子供たちが野菜等の植付や収穫を体験することで、自然の豊かさや命の尊さを学んだり感じたりしてほしいと考えています。

五月中旬、農業委員の皆様から苗や種の植え方を詳細に教えていただきました。植える深さや種を置く向



立派に育ちますように

きに気をつけないとなかなか芽が出ないことを知り、子供たちは確認しながら慎重に植えていました。今年度から、ペットボトル一本分の水を畑に持つていき、植えた後に水をやることにしました。水の量がわからず足りなくなってしまうたり、たくさん余ってしまったりと様々でしたが、学校では学べない貴重な体験ができました。

子供たちがこのような活動を行っているのは、畑の準備や苗等の手配をしてくださった農業委員や農業士、農水産課の皆様のお陰です。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

前原小学校教頭 須永 玲子

海神中学校学童農園

5月11日午後、海神中学校で学童農園の作業が行われました。

海神中学校は平成20年度より学童農園事業に参加し、今年で10回目の作業となりました。

私が携わった平成20年の開園当初は、何をどのように進めるかで学校側も私も大変苦心しました。まずはどの生徒が携わるかでしたが、名乗りを上げるクラブがあったり、やってみよう！というクラスが現れたり。幸いなことに農園そのものは校内にあり、また一部で花等を作り管



収穫が楽しみです

理をしてくださる方がおり、その方の御協力をいただくことも出来、現在に至りました。

この日の生徒による定植作業に向けて、4月中旬に2回の耕耘を行うとともに、4月下旬には堆肥などの施肥作業と耕耘を実施。地元の農業士、農業士OB、JAちば東葛職員の方々にご協力をいただきました。そしてマルチを敷く作業を私が行い、定植作業日を迎えました。

今年の参加生徒は女子バスケット部と科学部の生徒たち。女子バスケット部はシシトウ・ミニトマト・枝豆を、科学部はサツマイモを植えることに決まり、それぞれ分れて作業が始められました。学童農園は「毎年一年生」などと嘆くような話も聞

農地の賃借料情報

農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における実勢賃借料についてお知らせいたします。

（平成28年1月～12月・金額は10アール当たり）

区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田	13,200円	18,100円	6,000円	17
畑	18,000円	23,500円	7,300円	100
樹園地	18,300円	19,000円	17,500円	2

○「データ数」は集計に用いた筆数。賃借料を物納支給（水稲）としている場合、60kgあたり12,530円に換算。金額は、算出結果を100円単位に四捨五入

きますが、海神中においては年を重ねるごとにスキルアップが見られ、手を貸す場面も少なくなってきました。私を含めた支援者は、この定植作業までとなり、作業した生徒は、「休み時間や放課後を使って草や虫と戦う」と笑顔で言っていました。今年もおいしいミニトマトやゆでたての枝豆、そして大きなサツマイモがとれることでしょう。

農業委員 小池 正一

直売所巡り

5月25日、農委だより編集委員と事務局合計7名で市内及び近隣の直売所を視察しました。

近年、安心な生鮮野菜の需要が伸びていることを後押しに、農産物の直売は多種多様な方法で増えつつあります。そこで規模や形態が違う4ヶ所の直売所を見て廻りました。



その日の朝に収穫された野菜がたくさん並びます

①「ふなっこ畑」

行田団地の中央に位置するJAちば東葛直営の市内でも有名な直売所です。近郊農家の出品が主ですが、宮崎マンゴー等全国の特産物も揃えられていました。開店7年目を迎えてお客も多く、品揃えの多彩なスーパーという感じでした。

丁度地域キャンペーン「こまつなう2017」の期間中で店の飲食コーナーで小松菜入ジェラートが売られており皆で食しました。

昼食は、

行田の介護施設併設のレストランで。こまつなうキャンペーン参加店舗らしく限定メニュー（小松菜パス

タ・小松菜オムライス等）があり、なかなかの出来栄でおいしくいただきました。

②「ふないち」

北部清掃工場のごみ焼却熱を利用した温浴施設「ふなばしメグスパ」に設置された直売所で、主に近郊農家が出品しています。



障害者施設の入所者が作ったパンやクッキーなども売られています



4月1日オープンで売場は16坪程の小さい直売所です。認知度はまだまだという感じで納品方法等に不便さも感じられ、今後、施設利用者の増加も踏まえ、集客の工夫が必要と感じました。

③「酒壺番」市川市鬼高の酒屋さん

酒店としては売場が広くその一角に6坪程の直売所があるというユニークなコラボです。出品農家は市川・船橋が多く生産者の顔写真と氏名が壁一面に貼付されました。

当然お客は酒類を買いに来る訳ですが、酒の肴的な意味合いで野菜類を購入する方も多いそうで、出品されている物も珍しい物が多く感じられました。

④「食の駅 Farm do」

京葉道路下り幕張PAの売場施設の一区画60坪程が直売所となっています。近郊農家の出品が多いものの、よく見ると昨日付の九州産いんげんがあるなど、流通の良さからか全国から出品されていました。又PA裏手に一般道が接していて納品の利便性も良いと感じました。

以上4ヶ所を巡ったわけですが、売場への出品及び撤収は農家の責任で行う事等は共通ルールでした。今後更に多様化するであろう直売の現状を知ることができ充実した視察となりました。

農地の貸し借りをするとき

農地を耕作目的で貸し借りする場合は、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく手続きが必要です。

農地法による賃貸借の場合は、契約期間が満了する前に、更新をしないための手続きをしない限り、契約は法定更新されます。

一方、基盤強化促進法では、契約期間が満了すれば、貸主に自動的に農地が返ってきます。離作料は発生しません。貸し借りを継続する場合は再設定の手続きをします。農業経営の規模拡大・効率化を図る担い手を支援するため、土地所有者が安心して土地を貸せるような仕組みになっています。ただし、利用権を設定できる農地は市街化調整区域内に限られます。

それぞれ一定の要件がありますので、農地を借りたい・貸したい希望のある方は、農業委員会にご相談ください。※口約束はトラブルの元です！

必ず正規の手続きをしましょう。

農地の適正利用を！

農地パトロール実施中

農業委員会では定期的に農地パトロールを実施し、農地の違反（無許可・無届け）転用や廃棄物の不法投棄、遊休農地等に対する監視活動を行っています。

適正に利用されていないと認められる農地の所有者には順次指導していきます。

○農地の転用には許可・届出が必要です

農地を住宅や駐車場、資材置き場など農地以外のものにするような場合は、農地法による許可（市街化区域内は届出）が必要です。

無断で転用したり、許可した計画どおりに転用を行わない場合、農地法違反となり、3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が科される場合があります。

○農地の適切な管理を

農地が耕作放棄されると雑草の種子の飛散や病害虫の発生、廃棄物の不法投棄や火災の恐れなど、地域の営農環境や住環境に悪影響を及ぼします。農地の適切な管理をお願いいたします。

自ら管理することが困難である等により農地の貸付を希望される方は、農業委員会にご相談ください。

相続税・贈与税の
納税猶予を受けている方へ

納税猶予制度の適用農地が耕作放棄されていると、納税猶予が打ち切りとなります。

打ち切られた場合、猶予を受けている税額に加え申告期限からの利子税を納付しなければなりません。

納税猶予の適用農地も、

貸し付けることができず（市街化区域内の農地は除く）。

農業経営基盤強化促進法に基づき貸付けを行う場合は、引き続き納税猶予の適用を受けることができます。

ただし、20年間営農継続により納税免除に該当する方も、貸付けを行った場合は終身農地利用が必要になりますので、ご注意ください。

農業者年金で有利な老後設計を

☆こんなにもあります！ポイントと魅力☆

- ①国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、農地の権利名義に関わりなく加入できます。
- ②自分の年金原資を自分で積み立てる、積立方式の確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に左右されません。
- ③保険料は月額2万円から6万7,000円まで1,000円単位で自由に選択できます。
- ④80歳までの保証が付いた終身年金です。
- ⑤保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、年金は公的年金等控除の対象となります。
- ⑥認定農業者や青色申告者等に対しては、国から保険料の補助（2割～5割）があります。
- ⑦安全重視の効率的な運用（手数料なし）

※詳しくは農業委員会事務局まで 047(436)2745

● 編集後記 ●

農業視察で様々な大規模経営農家を訪問しました。まさに経営者としての確立した理念をお持ちの方々ばかりでした。一方で小規模の個人経営農家の比率も大きいと思います。皆大変な努力をして体の続く限り農作業に励んでいます。しかし後継者がいない事で、それもままならなくなり、他の農家に耕作を託す例が増えている現状が有ります。

小規模農業の先細りは避けられないのでしょうか。農業は作物が売れて初めて報酬を得る事が出来ます。どんなに努力しても天災等で売物にならなければ無報酬です。種々の補助制度が有るとはいえ、労働対価の給与所得者と比べると、何と不安定な職業かと自分なりに思いました。

経営を個人から団体に移行し個人は雇用される事で労働対価を得られる様にする、農作業を徹底して役割分担し合理化を図る、そんな素人の想いは所詮想いなのか、熟慮された上での現行制度なのか、今後を見据えていきたいと思っています。

● ● ●
今までの体制での農委だよりはこれが最後となりました。「少しはみなさんのお役に立てたかな」と思う次第です。